

政策整理番号	3	施策番号	7	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)	
対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 青少年課 保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	
政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり			政策番号	1 - 1 - 3
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成		
施策概要	青少年を取巻く有害環境の浄化や非行防止の啓発に努めるとともに、県内各地で青少年の健全育成をテーマとした講演会や少年の主張大会等を開催するなど、健全育成運動の普及・定着化を図る。				
政策評価指標 / 達成度	引きこもり支援機関の設置数	A	青少年育成市区町村民会議の設置率	A	

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果						活動(事業)によりもたらされた成果						
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)							
1	社会的引きこもりケア体制整備事業(旧: 社会的引きこもり社会復帰支援事業) 【障害福祉課】	社会的引きこもり者及び家族	・専門相談の実施 ・講演会等の開催 ・地域における社会復帰支援活動の実施 ・支援マニュアルの作成	支援機関設置数 (か所)	9 4,178 464.2	9 4,489 498.8	9 3,681 409.0	引きこもり状態にある者及び家族に対する相談等を行い、地域において社会復帰を支援した。	相談案件数 (件)	166 142 138		
2	青少年専門員設置事業 【青少年課】	青少年及び一般県民	・少年の主張地区大会の開催 ・健全育成研修会の企画・実施 ・みやぎ青年育成推進事業 ・有害環境実態調査への協力 ・合併自治体における市区町村民会議設立支援	配置員数 (人)	8 15,968 1996.0	8 15,783 1972.9	8 15,976 1997.0	地域・家庭・学校が連携した青少年育成運動の活性化が図られるとともに、複数の合併市において市民会議が設立された。	少年の主張大会応募参加者数 (人)	45,992 49,074 38,442		
3	青少年育成県民運動推進事業 【青少年課】	青少年及び一般県民	・青少年育成推進(指導)員設置 ・少年の主張宮城県大会の開催 ・会員研修会の開催 ・健全育成県民のつどいの開催 ・家族の会話促進事業の実施 ・市区町村民会議の設置促進	啓発活動補助件数(応援します事業、おじゃまします事業) (件)	19 5,788 304.6	20 5,741 287.1	22 5,130 233.2	地域・家庭・学校が連携した青少年育成運動の活性化が図られた。	青少年育成市区町村民会議設置率 (%)	68.5 70 78		
4	青少年育成環境浄化事業(健全育成条例運用事業) 【青少年課】	青少年	・有害図書類の購入・指定(月1回) ・社会福祉審議会育成部会 ・立入調査員の指定・調査実施 ・青少年健全育成条例周知 ・条例改正説明会の実施	有害図書類購入数 (冊)	326 2,292 7.0	327 1,814 5.5	366 1,430 3.9	従来の規制(保護)に加えて、青少年のための健全育成のための施策の策定・実施を掲げた青少年健全育成条例の適正かつ効果的な運用を図った。	有害図書指定数 (件)	266 307 315		

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	有効	効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・各事業は青少年の健全育成のために必要な事業であり、それぞれ事業ごとに実施内容を区分しており、事業間で重複や矛盾はないと判断している。県や市町村及び関係団体との役割分担等も適切であり「適切」と判断した。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・各事業の成果指標等の推移から見て十分な成果を上げている。また政策評価指標も向上しており、各事業は施策目的の実現に貢献していると考えられるので「有効」と判断した。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・各事業は限られた予算の中にあるが、効率的に実施されていると判断できるので、「効率的」と判断した。</p>

B 施策評価(総括)

適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3 を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、事業の十分な成果が認められ、また効率的に実施されていると判断される。これらを踏まえ事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・引き続き各事業を継続して各成果の指標を高めて行くこととする。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・県は、市町村が行う健康相談や保健指導等の業務に対する広域的・専門的な技術支援を行っている。特に思春期、青年期の心の健康相談及び社会復帰支援については、より専門性が求められる業務の一つであり、県の関与等、適切に役割分担を行っている。</p>	<p>社会的引きこもりケア体制整備事業は、平成16年度より各保健福祉事務所で社会的引きこもりの専門相談窓口を設置したことに伴い、業績指標が大幅に増加し、現状を維持している。</p>	<p>・事業予算縮減の中で、より効率的な事業の執行に努めている。</p>
<p>・国、県、市町村と役割を分担しており事業間の重複はしていないと判断している。 ・青少年課及び地方振興事務所に青少年専門員を配置しており関係機関との連携を図りながら活動している。</p>	<p>・定期的に関係機関と情報を交換し各事業を推進している。 ・青少年専門員は担当地域の青少年指導員及び青少年育成推進員と随時情報交換を行うほか、担当区域内の青少年育成市区町村民会議の運営にも参加するなどの活動を行っており地域の青少年育成のための諸活動に貢献している。</p>	<p>・事業予算の縮減の中で、より効率的な事業の執行に努めている。</p>
<p>・県、市町村と行政組織毎にそれぞれの県民会議組織を設置しており、役割分担を行っている。 ・県内各地域の県民運動の推進母体として活動している。</p>	<p>・県内の青少年育成市区町村民会議の活動を支援するため啓発活動補助として、応援します事業(青少年育成活動に要する経費の助成)、おじゃまします事業(研修会への講師派遣及び研修会運営支援)を行っている。これらの事業を通じて各市区町村民会議の活動の活性化に貢献している。</p>	<p>・青少年育成に係る県民意識の啓発や関係団体との連携を図り効率的な事業の実施を行っている。</p>
<p>・青少年健全育成条例に基づく施策であり、施策目的も適切であると判断している。</p>	<p>・指定した有害図書については県の公報に告示するとともに図書館、出版社等の関係機関へ個別に18歳未満の者に有害図書を販売しないように通知し、青少年が有害図書に接しないよう関係機関の自主規制を促進させる効果を上げている。</p>	<p>月1回定期的に県内各地域を網羅する形で運用しており効率的な事業の実施であると判断している。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	平成16年度より各保健福祉事務所で、社会的引きこもりの専門相談窓口を設置した。今後も引き続き当該事業で継続して実施していくことが必要である。
維持	地域や家庭の教育力を高め青少年の非行等の未然防止を図るとともに地域に根ざした青少年の健全育成を推進するため本事業を継続する。
維持	「青少年は地域社会で育む」という考えに立ち「青少年のための宮城県民会議」を中心として青少年育成に係る県民意識の啓発や地域・家庭・学校が連携した健全育成運動の定着を図る。
維持	青少年健全育成条例の効果的な運用を図るとともに、青少年をとりまく有害環境の浄化活動に今後も継続して取り組んで行く。

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果							活動(事業) によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)					成果指標の値		
4	青少年育成環境浄化事業(健全育成啓発活動事業) 【青少年課】	青少年及び一般県民	・青少年健全育成県民総ぐるみ運動推進会議の開催 ・総ぐるみ運動啓発ポスター、チラシ等の作成・配布 ・環境浄化懇談会の開催	総ぐるみ運動実施要綱冊子・ポスター発行部数(枚)	4000	4000	4000	青少年育成の関係機関・団体を中心に、県民運動として青少年を取巻く有害環境の浄化、非行防止及び青少年育成意識の高揚に取り組んだ。	総ぐるみ運動実施要綱冊子・ポスターの配布数(枚)	4,000	4,000	4,000
					1,513	1,360	1,041					
					0.4	0.3	0.3					
4	青少年育成環境浄化事業(環境浄化モニター設置事業) 【青少年課】	青少年	・有害環境の実態把握とはがきによる報告 ・県が指定する有害図書の実態把握と報告 ・有害環境浄化活動とその啓発 ・モニター研修会の実施	モニター配置員数(人)	112	112	112	青少年に有害な興行・図書類・広告物・自動販売機の実態把握に努めるとともに、有害環境の浄化活動を推進し、青少年の健全育成を図った。	通報率(通報数/はがき数)(%)	33	38	45
					2,668	2,482	1,591					
					23.8	22.2	14.2					
4	青少年育成環境浄化事業(有害環境実態調査事業 - 隔年実施) 【青少年課】	青少年	・県、県警、市町村、モニターで構成された調査員2~3名を1組。 ・仙台市においては青少年指導センターの協力、その他地域は各地方振興事務所単位で実施。 ・調査対象は図書取扱店、ビデオレンタル店、図書自動販売機及びパソコンソフト取扱店など	調査実施店舗数(店)	1116			青少年の健全な育成を阻害すると認められる図書取扱店・自動販売機等の有害環境を調査し、青少年健全育成条例の周知徹底と関係機関に対する指導助言を行い、青少年の健全育成を図った。	有害図書類の区分陳列の実施率(%)	92		
					317							
					0.3							
事業費計(千円)					32,407	31,986	28,849					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
・県、市町村、関係団体とが連携して青少年健全育成、県民総ぐるみ運動を実施している。	・青少年の健全育成のためにふさわしい地域づくりを行うことが大切という住民意識を醸成するために青少年健全育成県民総ぐるみ運動の趣旨の普及啓発と定着を図っている。 ・過去10年間の非行少年等の検挙・補導の総数では従来横ばい微増であったが、平成16年度以降減少傾向に転じている。	・総ぐるみ運動の啓発ポスター、チラシの作成・配布に併せて運動の趣旨を周知するため環境浄化懇談会を開催している。
・担当区域を決めて環境浄化モニターを配置しており、事業の重複を生じないようにしている。 ・常時青少年に有害な興行・図書類・広告物・自動販売機の実態を把握しておく必要がある。 ・このため県内の各地域にモニターを配置している。	・環境浄化モニターが自分の担当区域を月1回以上巡回調査することにより有害図書の陳列状況や有害図書の自動販売機の設置状況の把握に努めている。 ・この環境浄化モニターからの情報に基づいて、県においては必要な措置を取ることができ、有害図書の規制に効果を発揮している。	・県内の全ての地域に担当区域を定めて環境浄化モニターを配置しており、効率的な運用を図っている。

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	青少年健全育成の意識の普及啓発とその定着を図るため今後とも毎年事業を継続する必要がある。
維持	青少年環境浄化モニターの配置により青少年の健全な育成を阻害すると認められる有害な図書類の販売実態を把握し引き続き販売者に対して必要な指導を行う。
維持	国の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」に合わせ、今後も引き続き有害環境の実態調査と青少年健全育成条例の周知、関係業者に対する指導を行う。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

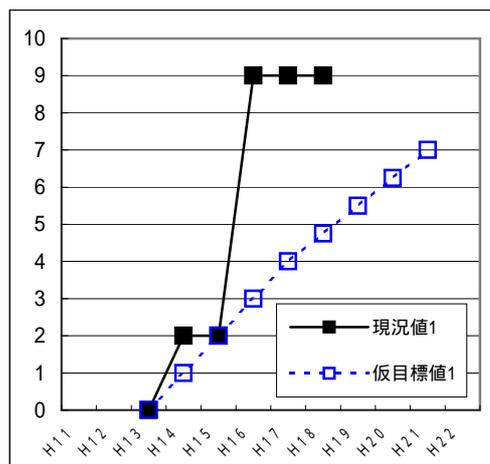
3

施策番号

7

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 青少年課 保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	
政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり			政策番号	1 - 1 - 3
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成		

政策評価指標		単位						
引きこもり支援機関の設置数		か所						
目標値	H17 4	H22 7						
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H13			H14	H15	H16	H17	H18
現況値	0			2	2	9	9	9
仮目標値				1	2	3	4	5
達成度				A	A	A	A	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している), C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

社会的引きこもりへの支援を行う機関数(行政機関又は民間機関)
行政機関数は9機関。H16年度から各保健福祉事務所で「引きこもり相談窓口」を設置している。

政策評価指標の選定理由

・社会的引きこもりなど思春期の相談は、専門的対応が必要なため、一般的な相談では対応が困難であるので、当該指標を選定した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・平成16年度より、各福祉事務所で、「引きこもり相談窓口」を設置したため目標を達成したものである。
・「引きこもり相談窓口」は継続して設置される予定であり、今後も目標値を達成していくものと思われる。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

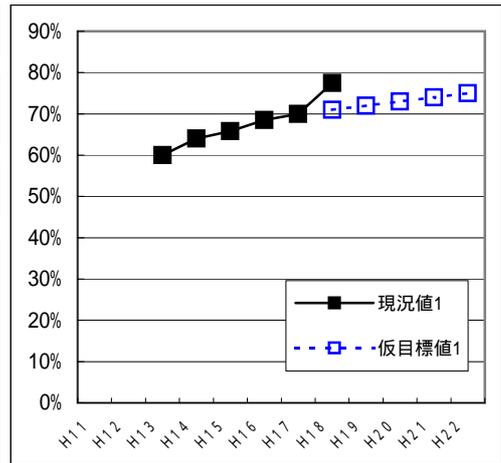
・県内において社会的引きこもりの方が社会復帰するための相談や対応を行う機関(引きこもり支援機関)が増加することは、すべての青少年が健全に成長できる環境作りにつながることとなるため、本施策の指標を、引きこもり支援機関の設置数とすることは、一つの指標としては妥当と思われる。

政策評価指標分析カード(整理番号2)

政策整理番号 3 施策番号 7

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 青少年課 保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	
政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり			政策番号	1 - 1 - 3
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成		

政策評価指標		単位						
青少年育成市区町村民会議の設置率		%						
目標値	H17	-	H22	75				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H17		H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	70		60	64	66	69	70	78
仮目標値								71
達成度							...	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

青少年のための宮城県民会議を構成する青少年育成市区町村民会議の設置率
地域における青少年育成活動において中核的役割を果たす「青少年育成市区町村民会議」を設置している市区町村の割合(ただし、仙台市については5区として計上)

政策評価指標の選定理由

・「青少年は地域から育む」との考えに立ち、「青少年のための宮城県民会議」を中心とした県民意識の普及・啓発や健全育成運動の活性化を推進するには、地域における育成活動の中核であり、県民会議の重要な構成要素でもある市区町村民会議の設置促進が不可欠であることから指標として選定した。
(育成活動の具体例 講演会 巡回指導 有害広告撤去 こども110番の家設置 合宿通学 ノーテレビ運動)

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・市町村合併に併せて各市区町村に対して合併後は各市区町村において新しく県民会議の組織を立ち上げることを指導した。
この結果、平成18年度末時点では市町村合併に伴い県内36市区町村の内31市区町村で市区町村民会議を設置している。
・未設置の市区町村に対する指導を継続して行く。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・家庭や社会の変容に伴う青少年の非行の深刻化に対応するには「青少年は地域で育む」との姿勢で地域・家庭・学校が連携した青少年健全育成施策を展開する必要があることから、地域における育成活動において中核的役割を果たす「青少年育成市区町村民会議」を設置している市区町村の割合を、「青少年の健全育成」という施策の評価指標の一つとして設定することは適切と思われる。

